

日 EU・EPA の活用による納付済み関税の還付請求

特惠関税の遡及適用

背景

日 EU・EPA の発効

日本と EU の間で締結された日 EU・EPA は、2019 年 2 月 1 日に発効しました。この結果、協定上の要件を満たした日本が原産地となる貨物は、EU 加盟国輸入時に、通常関税率より減免された関税率の適用を受け、関税コストをセーブすることが可能になりました。

特惠関税の遡及適用

日 EU・EPA による関税の減免は、EU 加盟国への輸入時に必要な申告を行うことで可能になります。日 EU・EPA が発効した 2019 年 2 月 1 日以降に、EPA を活用せずに通常関税率に基づく関税の支払いを行ってしまっていた場合であっても、特定の要件を満たす場合には、特惠関税の遡及適用により関税の還付請求をすることができる可能性があります。

なお、関税の還付請求書は、当該関税の納付義務が発生した日から 3 年以内に、所轄の税関当局へ提出する必要があります。還付手続きに関しては、EU の法令に加えて輸入国となる EU 加盟国毎に法令や運用が異なる可能性があることに留意が必要です。

デロイトが提供するサービス

デロイトでは、日 EU・EPA に基づく特惠関税の遡及適用による、納付済み関税の還付請求サポートを行っています。当該サポートを実施するにあたっては、関税還付の見込額や原産性判定結果等を踏まえて申請内容を検証する必要があることから、以下の 3 つのステップを踏まえて実施することを想定しています。

ステップ	業務内容
I. 関税還付の見込額の試算	<ul style="list-style-type: none">✓ 輸入データから、HS コード（10 桁ベース）及び輸入申告価格を抽出し、納付済み関税額と特惠関税額を比較（デロイトで開発した自動計算ツールを使用）✓ 納付済み関税の還付請求に向けた、必要書類・情報の特定
II. データ収集	<ul style="list-style-type: none">✓ 原産性判定シート等の必要書類・情報の収集（適宜遡及的な原産性判定を実施）✓ 必要書類・情報のレビュー
III. 還付請求書の提出及び税関当局へのフォローアップ	<ul style="list-style-type: none">✓ 還付請求書の作成及び所轄税関への提出✓ 税関当局へのフォローアップ

お問い合わせ



福永 光子
パートナー

mitsuko.fukunaga@tohatsu.co.jp

デロイト トーマツ 税理士法人

間接税サービス

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel : 03-6213-3800 (代)

email : tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

間接税サービス : www.deloitte.com/jp/indirect-tax

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係 法人のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよびそれらの関係 法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー ファームであり、保証 有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係 法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバー ファームや関係 法人のグローバル ネットワーク（総称して“デロイト ネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様の情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001